

7 京 丹 農 第 1 7 9 号
令和 7 年 3 月 7 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

京丹波町長 畠中 源一

市町村名 (市町村コード)	京丹波町 (264075)
地域名 (地域内農業集落名)	須知地区 (蒲生、蒲生野、上野、市森、曾根、院内、幸野、森、塩田谷、安井、須知)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年3月7日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

各地域において、認定農業者や法人、大規模農家への集積が進んでいるが、構成員が高齢化している法人もあり、後継者の確保が喫緊の課題である。
有害鳥獣による農作物への被害も深刻であり、引き続き対策を強化していく必要がある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・認定農業者や法人、大規模農家への農地の集積・集約化を進め、経営の合理化を図っていく。
- ・主要作物である水稻については、特別栽培米として付加価値を高める取り組みを行っていくほか、関係機関と連携し、高温に強い品種の導入についても検討していく。
- ・先進技術を積極的に導入し、作業の効率化、経営の合理化を図る。
- ・環境負荷低減の取り組み、6次産業化に向けた取り組みを進める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	253 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	192 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農業振興地域内農用地区域、日本型直接支払制度の対象農地等

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を活用し、認定農業者や大規模農家を中心として、集積・集約化を行い、効率的な営農の展開を図る。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農業委員、農地利用最適化推進委員と連携し、担い手や農地所有者の意向を踏まえながら、農地中間管理機構を活用していく。
(3)基盤整備事業への取組方針
担い手への集積・集約化の状況を見ながら、今後必要に応じて検討していく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地区外からの担い手の受入にも積極的に取り組み、関係機関と連携しながら、多様な担い手の確保、交流人口の確保に取り組む。 魅力ある農業の展開により、新たな担い手の確保・育成に努める。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
そばの刈取り、WCSの刈取り・ラッピング作業、堆肥散布等について、京丹波農業公社への委託を行う。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☒ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①町の補助事業や多面的・中山間交付金を活用しての防護柵の設置や、残渣処理等、総合的な獣害対策に取り組む。
 ②環境保全型農業の取り組みと併せ、特別栽培米の生産による付加価値向上を図る。
 ③先進技術の積極的な導入により、作業の効率化を図る。
 ⑨京丹波農業公社と連携したWCSの取り組みにより、耕畜連携を推進する。